帯広市水防計画の主な修正事項

1 一般災害対策編の主な修正事項

章	節	主な修正内容
第1章	第2節 水防の責任等	・水防管理団体が行う水防への協力
総則	2 北海道	・北海道水防協議会の設置
		・洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知
		・水防団員の定員の基準の設定
		(4項目を追記)
	第2節 水防の責任等	・水防管理団体が行う水防への協力
	3 国土交通省	・洪水予報又は水位情報の関係市町村長への通知
	(北海道開発局)	(2項目を追記)
第4章	第2節 洪水予報河川にお	・避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が
予報及び	ける洪水予報	指定した河川については大臣から、知事が指定した河川について
警報	1 種類及び発表基準	は知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。
		(上記を追記)
	同上	・発表基準の表の「はん濫」を「氾濫」に改める。
第7章	第1節 水防通信網の確保	(1)浸水想定区域
	第1節 水防通信柄の確保 5 浸水想定区域内にお	(1) 侵小忠定区域 (2) 対象とする施設の範囲
通信連絡	ける地下施設等への	(ア)地下街等の地下施設
	情報提供	(イ)要配慮者利用施設
	用拟龙区	(3) 避難情報等の伝達方法
		(上記を新設)
第8章	第1節 水防倉庫及び水防	・水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材では
の早 水防施設	第1 郎	不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資機材又は道
及び輸送	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の備蓄資機材を使用する場合には、帯広開発建設部帯広河川事務
及び軸区	態における使用	所長又は十勝総合振興局帯広建設管理部長に電話にて承認をうけ
		るものとする。
		(上記を追記)
		(
第11章	第1節 河川管理者の協力	・北海道開発局帯広開発建設部及び北海道十勝総合振興局は、自らの
協力及び		業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活
応援		動に次の協力を行う。
		(上記を追記)
	第5節 国(帯広開発建設	(1) 水防連絡協議会等
	部、帯広測候所)及び北	市は、帯広開発建設部及び北海道(十勝総合振興局)が開催する水
	海道(十勝総合振興局)	防連絡協議会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備
	との連携	状況、水防警報、洪水警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、
		水防資機材整備状況、その他水防に必要な河川情報について、情報
		収集を行う。
		(2) ホットライン
		市は河川の水位状況については、帯広開発建設部(帯広河川事務所)
		及び北海道(十勝総合振興局)とのホットラインにより、また気象
		状況については帯広測候所とのホットラインにより、迅速かつ十分
		な情報共有に努めるものとする。
		(上記を新設)

章	節	主な修正内容
第11章 協力及び 応援	第6節 住民、自主防災組 織等との連携	・市は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と 連携を図り、水防のための必要があるときは、住民等に水防活動へ の協力を求めるものとする。 (上記を新設)